別表 (第2条関係)

広報板設置位置一覧表 (R6.4.5 現在)

	四						
No.	設置位置						
1	北条2丁目19-21 付近						
2	北条2丁目19番 北条中学校校門進入路入口						
3	北条3丁目17番 楠公園住宅棟間						
4	北条3丁目12番 嵯峨園住宅1号棟北西						
5	北条3丁目10-5 北条人権文化センター東南隅						
6	野崎1丁目5-8 付近						
7	中垣内2丁目3番 中垣内第一児童遊園東側						
8	三住町9-19 付近						
9 *1	泉町1丁目4-24 付近						
1 0	末広町3先 末広公園北側(JR住道駅南:バス停横)						
1 1	深野3丁目 深野園住宅 E棟北東隅						
1 2	深野3丁目 深野園住宅 A棟北東隅						
1 3	深野5丁目15-28 深野5丁目自治会館南側						
1 4	深野1丁目1-11 深野第1児童遊園西北側						
1 5	緑が丘2丁目13-49 付近						
1 6	三箇1丁目4-3 新和町公民館内						
1 7	御領1丁目1-16 付近						
1 8	御領1丁目9-11 付近 御領公園南西						
1 9	御領3丁目3-6 付近						
2 0	大野1丁目3番 大野公民館北側						
2 1	灰塚4丁目1番 水道局入口東側						
2 2 **2	新田本町5-13 新田地蔵尊東側						
2 3	新田本町17-6 新田公民館前						
2 4	諸福5丁目7-2 地蔵堂内						
2 5	諸福5丁目9-23 西諸福第1児童公園入口						
2 6	太子田1丁目8-4 付近						
2 7	太子田2丁目10-9 太子田公民館東側						

^{※1} NO.9に貼る場合は、四つ角に押しピンで強く差す。板が固くはがれやすいため。

^{※2} NO. 22 に貼る場合は要ラミネート。

令和 年 月 日

大東市広報板使用届出書

(宛先) 大東市長

(団体名)

(住所)

(代表者氏名)

(担当者氏名)

(連絡先)

広報板の使用について次のとおり届け出ます。

なお、掲示に当たっては、下記の注意事項を遵守します。

掲示物の名称 (B2版以内)								
掲示物を掲示する場所	□市内全域(27か所)				□ (地域)掲示板	
掲示期間(60日以内)		年	月	日	~	年	月	日

【注意事項】

- ※掲示物の管理(はがれた場合を含む。)は、届出者の責任で行ってください。
- ※掲示物は期限内に必ず撤去してください。期限を過ぎた場合は、市で撤去する場合があります。
- ※掲示物がはがれると周辺の方の迷惑になりますので、画びょう(各自で準備要。掲示物の撤去時に併せて撤去要)等で4か所以上しっかりと留めてください。
- ※掲示物は、広報板1か所につき同一内容のもの1枚限りとします。
- ※掲示するときは、スペースを有効に使えるようになるべく詰めて貼り、他の掲示物に被せることはしないでください(掲示スペースが空くように他の掲示物の位置をずらすことは可)。スペースがない場合は貼れない場合があります。
- ※広報板の裏面には貼らないでください。
- ※使用者が故意または過失により広報板に損害を与えた際は、損害を賠償しなければなりません。